

政令第二百五十六号

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（平成二十二年法律第四十三号）第二条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令（平成二十二年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「及び同理事会決議第千三百二十一号」を「、同理事会決議第千三百二十一号、同理事会決議第千三百七十一号及び同理事会決議第千三百七十五号」に改め、同条第二項中「八の項」を「二の項」に改め、同条第三項中「六の項及び七の項」を「一の項」に改める。

別表一の項及び二の項を次のように改める。

一	北朝鮮を仕向地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第千七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議（同理事会決議第千二百七十
---	---

	<p>号八及び二十七の規定を除く。)により北朝鮮への輸出の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するもの</p>
<p>二</p>	<p>北朝鮮を仕出地とする貨物のうち、国際連合安全保障理事会決議第七百十八号、同理事会決議第千八百七十四号及び第一条第一項に規定する同理事会決議(同理事会決議第二千二百七十七号八及び二十七の規定を除く。)により北朝鮮からの輸入の禁止が決定された核関連、ミサイル関連その他の大量破壊兵器関連の物資、武器その他の物資として外務大臣、財務大臣及び国土交通大臣が告示するもの</p>

別表三の項から八の項までを削り、同表九の項中「から七の項まで」を削り、「二の項から五の項まで及び八の項」を「二の項」に改め、「物資であつて、」の下に「国際連合安全保障理事会決議第二千二百七十七号又は二十七の規定により我が国が決定する物資として」を加え、同項(二)中「及び第一条第一項に規定する同理事会決議」を「同理事会決議第二千八十七号、同理事会決議第二千九十四号及び同理事会決議第二千二百七十号」に改め、同項を同表三の項とする。

附 則

この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。